

奈良県告示第三十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項又は第六項において準用する同法第五十条の二の規定により、介護機関から次のとおり事業を廃止した旨の届出があつた。

令和六年五月七日

奈良県知事 山下 真

指定訪問看護事業者等又は居宅介護事業者若しくは居宅介護支援事業者	名称	株式会社 光陽
	主たる事務所の所在地	大和郡山市筒井町六八八一
訪問看護ステーション等又は居宅介護事業所若しくは居宅介護支援事業所	名称	このころの訪問看護ステーションひなた天理
	所在地	天理市田井庄町三〇三一三
廃止した居宅サービスの種類	訪問看護及び介護 予防訪問看護	
	令和六年三月三十一日	